

**令和 7 年度保育課会計年度任用職員募集要項**  
**「代替スタッフ（保育士・資格有）（名簿登録制）ほか 4 職」**

＜事前にご確認ください＞

- 当該職は、各職にて勤務を希望される方を選考候補者として事前に名簿登録し、採用が必要になった際に書類審査及び面接を実施の上、採用を行いません。
- 選考候補者としての登録の有効期間は、令和 8 年 2 月 28 日（土）までです。

**1 職名**

- (1) 代替スタッフ（保育士・資格有）（名簿登録制）
- (2) 代替スタッフ（保育士）（名簿登録制）
- (3) 保育補助員（週 5 日 10 時間）（名簿登録制）
- (4) 障害児保育補助員（名簿登録制）
- (5) 代替スタッフ（栄養士）（名簿登録制）

**2 募集期間**

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで  
なお、選考候補者としての登録の有効期間は、令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

**3 募集方法**

ホームページ等へ募集記事を掲載します。

**4 募集人数**

若干名

**5 選考方法**

採用が必要になった際に、書類審査及び面接を実施します。

**6 応募資格**

- (1)：保育士資格を有する者（国籍・年齢は問いませんが、日本語で業務ができるかた）
- (2) (3) (4)：資格・国籍・年齢の要件は設けていません。
- (5)：栄養士免許を有する者（国籍・年齢は問いませんが、日本語で業務ができるかた）

＜共通事項＞

目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。

また、下記ア～エのいずれかに該当するかたは受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に定める労働時間（1 日 8 時間又は週 40 時間）を上回ることとなる者

## 7 職務内容

- (1)(2)(3)：保育園における欠員代替の保育補助等
- (4)：保育園における障害児の保育補助
- (5)：保育園における献立等作成事務及び調理補助等

### <共通事項>

災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

## 8 職務系又は職種

- (1)(2)(3)(4)：福祉系
- (5)：医療技術系

## 9 雇用期間

- (1)(2)(3)(5)：職員の欠員期間に応じます。
- (4)：園児の入園状況に応じます。

### <共通事項>

終期は最長で令和8年3月31日までとなります。

なお、勤務実績を考慮した上で、当該会計年度内において任期を更新する場合があります。また、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

## 10 勤務日及び休日

### <勤務日>

- (1)：月曜日から金曜日のうち4日
- (2)(3)(4)(5)：月曜日から金曜日の5日

### <休日>

日曜日、土曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日です。

ただし、あらかじめ保育園行事（運動会等）で土曜日、日曜日勤務を割り振られた場合を除きます。

## 11 勤務時間（1日あたり）

- (1)：実働7時間45分 概ね午前8時30分から午後5時15分（休憩1時間を含む）
  - (2)(4)(5)：実働6時間 概ね午前9時から午後4時まで（休憩1時間を含む）
  - (3)：実働2時間 概ね午後4時から午後6時まで
- ※勤務先によって異なる場合があります。

## 12 勤務場所

目黒区立保育所（敷地内禁煙）

なお、勤務場所となる目黒区立保育所とは、駒場、菅刈、田道、不動、中町、祐天寺、中央町、目黒本町、原町、南、ひもんや、第三ひもんや、大岡山及び八雲保育園の計14園です（第二上目黒保育園は令和6年度末をもって閉園）。

### 13 報酬額等

- (1) : 月額約 222,144 円 (地域手当相当額を含む)
- (2) (4) : 月額約 213,955 円 (地域手当相当額を含む)
- (3) : 月額約 71,318 円 (地域手当相当額を含む)
- (5) : 月額約 218,136 円 (地域手当相当額を含む)

#### <共通事項>

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します (期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。)

報酬の支給日は、毎月 15 日です。ただし、15 日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

なお、勤務実績によるため当月払いではなく、翌月払いとなります。

### 14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定 (信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等) が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

### 15 休暇等

年次有給休暇は任期によって異なります (最大 15 日)。勤務日単位または時間単位で取得できます。この他に、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

### 16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

### 17 社会保険及び雇用保険の適用

- (1) (2) (4) (5) :

厚生年金、健康保険 (東京都職員共済組合)、雇用保険が適用されます。健康保険について、退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き 1 年以上組合員である必要があります (任用期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が 1 年を超える必要があります。)

- (3) : 適用されません。

### 18 健康管理

年 1 回、定期総合健康診断等を実施します。5 月 1 日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。職務により、保育課によるふん便検査を実施します。

### 19 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

## 20 その他

(1) : 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、採用日までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認いたします。

照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

(1) (2) (4) (5) : 目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

## 21 応募方法

(1) 電子申請（インターネット申請）

次の URL 又は二次元コードからアクセスし、必要情報をご入力ください。

なお、電子申請（インターネット申請）により応募をいただくと、履歴書の作成を省力することができます。

### 目黒区公立保育所会計年度任用職員 応募フォーム

二次元コード

URL

<https://logoform.jp/form/KeTk/853494>



注意事項

期間中に正常に受信したもののみを有効とし、システムの保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

(2) 郵送及び窓口

履歴書（6月以内の撮影写真添付）を作成いただき、郵送又は窓口にてご提出ください（提出書類は返却いたしません）。

なお、履歴書の備考欄等に希望する職名を明記ください。複数の職を併願でお申込みいただくことも可能ですので、希望する職名を全て明記してください。

また、職の希望順位や配慮事項があればそれが分かるように明記してください（必ずしもご希望通りとなる訳ではございません）。

## 22 郵送先・問い合わせ先

(1) 郵送先

〒153-8573（郵便番号を記載いただければ、住所の記載は必要ございません）

保育課保育係 会計年度任用職員任用手続き担当宛て

(2) 問い合わせ先

所 在 : 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 目黒区総合庁舎 2 階 保育課保育係

電話番号 : 03-5722-9865（直通）

受付時間 : 月曜日から金曜日（開庁日）午前 9 時から午後 5 時まで

以 上